

人事院公示第 2 0 号

人事院は、人事院規則 2 4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 3 8 年人事院公示第 5 号の一部改正及び令和 4 年人事院公示第 3 号の廃止に関し、次のとおり決定した。

令和 4 年 4 月 1 3 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2 4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）、人事院規則 9 1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9 2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9 5（給与簿）、人事院規則 9 6（俸給の調整額）、人事院規則 9 6 6（人事院規則 9 6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9 7（俸給	人事院は、人事院規則 2 4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）、人事院規則 9 1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9 2（俸給表の適用範囲）、人事院規則 9 5（給与簿）、人事院規則 9 6（俸給の調整額）、人事院規則 9 6 6（人事院規則 9 6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9 7（俸給

等の支給)、人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9 8 8 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 14 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 18 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 40 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 57 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 68 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 90 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 15 (宿日直手当)、人事院規則 9 17 (俸給の特別調整額)、人

等の支給)、人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9 8 8 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 14 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 18 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 40 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 57 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 68 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 8 90 (人事院規則 9 8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9 15 (宿日直手当)、人事院規則 9 17 (俸給の特別調整額)、人

事院規則 9 2 4 (通勤手当)、人事院規則 9 3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9 3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9 4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9 4 3 (休日給)、人事院規則 9 4 9 (地域手当)、人事院規則 9 5 4 (住居手当)、人事院規則 9 5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9 8 0 (扶養手当)、人事院規則 9 8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9 8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9 9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9 1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9 1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9 1 2 3 (本府省業務調整手当)、人事院規則 9 1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9 3 0 (特殊勤務手当)の特例)、人事院規則

事院規則 9 2 4 (通勤手当)、人事院規則 9 3 0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9 3 4 (初任給調整手当)、人事院規則 9 4 0 (期末手当及び勤勉手当)、人事院規則 9 4 3 (休日給)、人事院規則 9 4 9 (地域手当)、人事院規則 9 5 4 (住居手当)、人事院規則 9 5 5 (特地勤務手当等)、人事院規則 9 8 0 (扶養手当)、人事院規則 9 8 2 (俸給の半減)、人事院規則 9 8 9 (単身赴任手当)、人事院規則 9 9 3 (管理職員特別勤務手当)、人事院規則 9 9 7 (超過勤務手当)、人事院規則 9 1 0 2 (研究員調整手当)、人事院規則 9 1 2 1 (広域異動手当)、人事院規則 9 1 2 2 (専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9 1 2 3 (本府省業務調整手当)、人事院規則 9 1 2 9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9 3 0 (特殊勤務手当)の特例)及び人事院規

9 147 (給与法附則第8項の規定による俸給月額)、人事院規則9 148 (給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給)及び人事院規則9 149 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～三 (略)

四 人事院規則9 6 (俸給の調整額)に規定する次に掲げる事項

(1) 第3条の規定に基づき、人事院に対する報告について定めること。

(2) (略)

四の二～九 (略)

十 人事院規則9 40 (期末手当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の6) (略)

(4の7) 第13条の2第1項第1号八の規定に基づき、人事

院規則9 149 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～三 (略)

四 人事院規則9 6 (俸給の調整額)に規定する次に掲げる事項

(1) 第2条の規定に基づき、人事院に対する報告について定めること。

(2) (略)

四の二～九 (略)

十 人事院規則9 40 (期末手当及び勤勉手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(4の6) (略)

(4の7) 第13条の2第1項第1号八又は第3号八の規定に

院が定めることとされている
職員について定めること。

(4の8)～(8) (略)

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則 9 5 5 (特地
勤務手当等)に規定する次に掲
げる事項

(1)～(7) (略)

(8) 第 1 0 条第 2 項又は第 1 1
条第 2 項の規定に基づき、人
事院が定めることとされてい
る事項について定めること。

(削る)

十四～二十一 (略)

二十二 人事院規則 9 1 4 7 (
給与法附則第 8 項の規定による
俸給月額)に規定する次に掲げ
る事項

(1) 第 3 条第 1 号イの規定に基
づき、事務次官のうち人事院
が定めることとされている外
交領事事務に従事する職員に

基づき、人事院が定めること
とされている職員について定
めること。

(4の8)～(8) (略)

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則 9 5 5 (特地
勤務手当等)に規定する次に掲
げる事項

(1)～(7) (略)

(8) 第 1 0 条の規定に基づき、
人事院が定めることとされて
いる官署について定めるこ
と。

(9) 第 1 1 条第 1 項の規定に基
づき、人事院が定めることと
されている職員及び期間につ
いて定めること。

十四～二十一 (略)

(新設)

ついて定めること。

(2) 第3条第1号八の規定に基

づき、人事院が定めることと

されている内閣審議官及び外

務審議官のうち人事院が定め

ることとされている外交領事

事務に従事する職員について

定めること。

(3) 第3条第1号二の規定に基

づき、人事院が定めることと

されている職員について定め

ること。

(4) 第3条第2号イの規定に基

づき、人事院が定めることと

されている研究所、試験所等

の副所長について定めること。

(5) 第3条第2号ロの規定に

基づき、式部副長のうち人事

院が定めることとされている

ものについて定めること。

(6) 第3条第2号二の規定に基

づき、人事院が定めることと

されている外務省本省に勤務

し、外交領事事務に従事する

職員について定めること。

(7) 第3条第2号トの規定に基

づき、人事院が定めることと
されている職員について定め
ること。

(8) 第5条第1項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている職員について定める
こと。

(9) 第5条第2項第1号の規定
に基づき、人事院が定めるこ
ととされている研究所、試験
所等の長について定めること。

(10) 第5条第2項第3号八の
規定に基づき、式部副長のう
ち人事院が定めることとされ
ているものについて定めるこ
と。

(11) 第5条第2項第7号の規
定に基づき、人事院が定める
こととされている事故調査官
について定めること。

(12) 第5条第2項第9号の規
定に基づき、人事院が定める
こととされている職員につい
て定めること。

(13) 第6条の規定に基づき、
人事院が定めることとされて

いる事項について定めること。

- (14) 第7条の規定に基づき、
人事院が定めることとされて
いる事項について定めること。

二十三 人事院規則9 148 (

(新設)

給与法附則第10項、第12項
又は第13項の規定による俸給
)に規定する次に掲げる事項

- (1) 第3条第1号二の規定に基
づき、人事院が定めることと
されている職員について定め
ること。

- (2) 第4条第1項第5号の規定
に基づき、人事院が定めるこ
ととされている職員及び額に
ついて定めること。

- (3) 第4条第4項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ
れている日及び額について定
めること。

- (4) 第6条第1項第6号の規定
に基づき、人事院が定めるこ
ととされている職員及び額に
ついて定めること。

- (5) 第6条第4項の規定に基づ
き、人事院が定めることとさ

れている日及び額について定めること。

(6) 第7条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日及び額について定めること。

(7) 第7条第4項第4号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(8) 第8条第4項の規定に基づき、人事院が定めることとされている日及び額について定めること。

(9) 第8条第4項第4号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(10) 第9条第4項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている日及び額について定めること。

(11) 第9条第4項第5号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職員について定めること。

(12) 第10条第4項の規定に
基づき、人事院が定めること
とされている日及び額につい
て定めること。

(13) 第10条第4項第6号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている職員につ
いて定めること。

(14) 第11条第1項から第3
項までの規定に基づき、人事
院が定めることとされている
額について定めること。

(15) 第11条第6項の規定に
基づき、人事院が定めること
とされている日及び額につい
て定めること。

(16) 第11条第6項第4号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている職員につ
いて定めること。

(17) 第12条の規定に基づき
、別段の取扱いをすることを
承認すること。

(18) 第13条の規定に基づき
、人事院が定めることとされ
ている事項について定めるこ

<u>と。</u>	
<u>二十四</u> （略）	<u>二十二</u> （略）
3・4（略）	3・4（略）

- 2 令和4年人事院公示第3号は、廃止する。
- 3 第1項についての決定による改正は令和5年4月1日から、前項についての決定による廃止は令和4年4月13日から効力を発生する。